

## **[事案 2021-16] 損害賠償請求**

・令和4年3月17日 裁定終了

### **<事案の概要>**

希望と異なる保険商品に加入させられたことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成26年9月に契約し、令和2年9月に解約した2件の一時払終身保険について、以下の理由により、既払込保険料を半年複利の5年物定期で運用すれば得られたはずの利息相当額から税金相当額等を控除した額を損害賠償してほしい。

- (1) 募集人からは、個人年金と税金等の説明しかされなかったが、実際は個人年金ではなく終身保険であった。
- (2) 募集人は、契約内容の説明を父のみに行い、自分は説明を受けていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人父と8回前後面談をしており、そのうち6回ほど設計書を用いて説明をしている。
- (2) 設計書には、一時払終身保険であることなど、契約内容が分かりやすく明記されている。申込書にも、一時払終身保険であることが明記されており、意向確認書では、遺族への保障にチェックがなされ、申立人は署名している。
- (3) 申立人父は、保険料が一時払で年金を受け取れる保険を希望していたが、保険料一時払で年金に移行できる商品が本契約のみであったため、本契約を提案した。申立人父とは、70歳時に10年確定年金に移行する前提で募集が進められた。
- (4) 募集人は、申立人に、契約内容の説明に同席することを求めたが、申立人父に説明すればよいからと断られた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人父、ならびに募集人3名に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人による誤説明や説明不足があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。